

12月議会（平成28年度第7回定例会）

●2016年12月9日（金） 町長報告・議案提案

13の議案が提出されました。そのほとんどが国の補正予算を受けての、町としての条例改正（職員給与や議員報酬は条例で定められる）・補正予算案です。私たち日本共産党はそのすべてに賛成し、議会でも可決されました。

①人事院勧告に基づく職員給与や議員の報酬改定による補正予算が組まれています。人事院は月例給708円、率にして0.17%の引き上げ、一時金の年間支給日数、0.1ヶ月の引き上げを勧告しました。一時金を含め給与改善は0.25%にすぎず、消費者物価指数が0.8%上昇しているなか、生活改善にはほど遠く、扶養手当が改悪されている問題もありますが、職員労働組合が「人事院勧告を尊重し、今回の勧告を受け入れる」と表明しているとのことでしたので、それを尊重することにいたしました。議員報酬も人事院勧告に従い、期末手当が年間支給額で0.1ヶ月分（2万9千円）あがります。ちなみに9月末に当選した私たちの期末手当は21万3千円です（正規支給の40%）。

②国からの助成が決まり、学校のエアコン設置工事が前倒しになりました（一般会計補正予算）。この予算措置により全ての小中学校の工事が来年度中に完了する予定です。猛暑が続くなか、1年でも早い設置ができてよかったと思います。

③今回、子どもの医療費の負担軽減についての賛成をしましたが、問題点もあり、その点を指摘いたしました。（3ページ以降に掲載）

●12月12日（月）～13日（火）一般質問

18人中14人が質問にたちました。私の質問「子どもが安心して過ごせる環境づくり」は6ページ以降に掲載してあります。

2つの答弁に注目しました。

1つは免許返納の際に「バス乗車券やタクシー運賃助成券を支給してはどうか」という質問に対しての生活環境部長の答弁です。

「助成制度は、返納時の一過性のものではなく、生活を支える恒常的な制度でなければ意味がありません。返納を促進するためには、単に事故防止の観点だけでなく、交通弱者といわれる方への環境整備、交通アクセスの構築が最優先だと考えています」

もう一つは、町内会が選挙活動をするということについて、「投票の自由が保障されるのなら」という留保をつけつつ「問題ない」と選挙管理委員会事務局長が答弁したことです。

町内会は、地縁によってつくられており、思想信条、支持政党の「あるなし」など、さまざまな立場の方がいます。特定候補を町内ぐるみで応援するわけですから、「投票の自由」は十分に保障されているといえない状況が作りだされます。町内会として特定候補を支持し支援することは、やはり問題で、選挙制度の5原則の一つである「自由選挙の原則」――誰にも干渉されず、自分の判断で自由に投票すること――が保障されなければなりません。

●12月14日（水）～19日（月）決算特別委員会

「主要施策の成果に関する調書」ほか、27年度予算の特徴について当局から説明を受け、質問をします。決算審査は「議会が決定した予算が適正に執行されたかどうかを審査するとともに、各種資料に基づいてその行政効果や経済効果を測定し、住民に代わって行政効果を評価する、きわめて重要な意味がある」「審査の結果は後年度の予算編成や行政執行に生かされるよう努力すべきである」（『議員必携』263ページ）とされています。

18人いる議員の半分の9人が決算特別委員で、今年は議席番号奇数の方がなります。

私は7番ですので、予決算の知識もないまま、いきなり決算特別委員になったわけです。

初日の14日が全体会で、「主要施策」についての説明を受け、質問。15日、16日は分科会で、15日は総務・文教について、16日は厚生・建設についての決算の報告を受けました。

以下は委員会最終日に行った、決算についての賛成討論です。

第73号議案「平成27年度府中町歳入歳出決算の認定について」「1. 一般会計歳入歳出決算」に賛成の立場から討論いたします。

3点ほど申し述べます。

第1に、「決定した予算が適正に執行されたかどうか」という点については、全体として大きな問題点は認められませんでした。

第2に、行政効果・経済効果という点で

は、委員会でも指摘されましたが各種団体への補助金について、一部ではありますが「疑問なし」とはいえないものがあると考えます。

第3に、財政調整基金の積立額についての意見です。報告のあった「不能欠損の内容と理由に関する調べ」において、町民税、国民健康保険税、介護保険料などの滞納者のかなりの部分が「生活困窮者」となっています。滞納していない町民のなかにも、

苦しい厳しい暮らしを強いられている人が多数いることが容易に想像できます。

「税金ばかり取られて生活が苦しくなるばかり」「負担がどんどん増えて生活費が少なくなっている」「働いても税金に取られて働き貧乏である」。

いずれも私たちが5月に実施したアンケートに寄せられた町民の声です。

そのようななかで財政調整基金は、平成26年度に10億4894万円だったものを27年度は4億6586万円も積立て、15億1515万円にしました。企画財政部長は、「これだけあればよいという絶対額はない」としながらも、これまでの行政経験上、積立金は最低ラインとして15億円程度必要だと述べられました。他の自治体と比べて基金

の額が多いというわけではありませんし、さまざまな不安材料があるなか、行政としては「いざというときのため」、税収のあるときに積み立てておきたいという気持ちもよく分かります。

しかし、町民の暮らしは年々苦しくなり、今まさに「いざ」という状態にあります。15億円の積立金が仮に必要だとしても単年度で積まず、2、3年かけて積んでもよかつたのではないか。積み立てた4億6586万円の1割でも福祉と暮らしを支えるために使うべきだったと考えます。

ぜひ、今後の予算編成や行政執行において、この点を留意していただけることを要望し、賛成の討論といたします。

1. 本会議（12月9日）

（議席番号）7番、二見伸吾です。

今回の「府中町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例の一部改正」は、住民税非課税者の一部負担金がなくなり、約530人の子どもの家庭にとって負担が軽減されるわけですから、当然賛成です。

しかし、問題点もあり、質問をさせていただきます。

第1に、子どもの医療費を助成することの意義について質問します。

町長は、厚生委員会での質問に答える形で、保護者の負担軽減と住民の満足度については効果があるとしながら

子どもの医療費について

も、「健康増進に効果があるという学術的な研究はない」と述べたと聞きました。

町長のおっしゃる「健康の増進」が具体的にどういうことを意味しているのかわかりませんが、「健康を増進する」ということが「医療機関にかかることによって、より健康になる」という意味であれば、そういう研究成果はないと、私も思います。なぜなら、子どもたちが医療機関に行くのは「健康を増進する」ためではないからです。

内閣府の出している『子ども・若者白書』の平成27年版に



よれば、「0～14歳では呼吸器系の疾患が最も多く、とりわけ1～4歳では全体の半数を占めている」とあります。呼吸器系の疾患とは、要するに風邪とかインフルエンザのことです。

風邪やインフルエンザで医療機関にかかったからといって、「健康の増進」、すなわち、風邪になりにくくなるとかインフルエンザにかかりにくくなるようなことはあるはずがありません。

●子どもの命を守り救う

では「健康の増進」につながらなければ意味がないのか。そんなことはありません。

インフルエンザは今も猛威を振るっていますが、インフルエンザ脳炎・脳症といって、けいれん、意識障害、異常行動などを起こし、血管が詰まったり、多くの臓器が働かなくなると、命に関わる重篤な事態になることがあります。5歳くらいまでの乳幼児で発症することが多く、国内で年間100～200人の子供たちがインフルエンザが関係していると考えられる脳炎・脳症で死亡しています。

「単なる風邪」と思って医者に行かず、肺炎などになり重篤化して命にかかわることもあります。初期症状が普通の風邪と非常に似ているため見過ごされることも多く、命を落としてしまう「心筋炎」というような病気もあります。

経済的負担を考えずに医療機関にかかれることは、病気の重篤化を防ぎ、命も救うことに繋がります。子どもの医療費の助成による効果を「健康の増進」という物差しではなく、「命を守る」「命を救う」という物差しで測れば、極めて大きな効果がある

と思うのですが、町長はどのようにお考えですか。

第2に、子どもの医療費助成の充実化について質問します。

「子どもの医療費助成が自治体間の競争になっており、そのような競争に巻き込まれたくない」というようなことが言われているようです。

しかし、より良くする競争はおおいにやったらいいのではないのでしょうか。広島県は子どもの医療費への助成がきわめて遅れており、今頃になってにわかに「競争」などと言われる状況になっています。しかし、隣の岡山県では27市町村のうち、入院通院とも中学校卒業まで一部負担金なし、無料という自治体が、15市町村。高校卒業まで、あるいは18歳までが6市町村、あわせて21市町村なんですね。中学校卒業までが岡山県ではスタンダードになっている。

●広島県はきわめて遅れている

広島県は通院でいいますと、23市町村のうち、就学前までが6市町、小3までが2市、府中町と同じように小6までが4市町、中学校卒業までが5市町、高校卒業までが6市町です。自己負担なしは2つしかありません。

このように岡山県と比べて、きわめて遅れた状況になっている。それぞれの自治体が努力して引き上げなければ、広島県内の市町は岡山県よりずっと遅れたままです。町長は、「結婚、妊娠、出産、育児、子育て」の各ステージで切れ目のない施策を行い、「広島都市圏で一番の子育てしやすい

まち」をめざされています。競争がいやだというのでしたら、県内の市町が協調、共同して岡山県なみ、中学校卒業まで入院・通院とも自己負担なしの助成をするように呼びかけるおつもりはありませんか。ご見解を伺います。

第3に、今回の「改正」が、現行の「乳幼児等医療助成制度」が持っている弱点、矛盾をさらに広げるものとなっていることを指摘しておきたいと思えます。

その弱点とは、所得によって医療負担が階層化し、子育て世代のなかにさまざまな住民感情が生まれ、相互に対立するような方向性をもっているということです。

現行でも受給資格要件があり、扶養親族等の数によって532万円から684万円の年間所得がある家庭の乳幼児は、受給の対象になっ

ておりません。広島県の決めた要件ではありますが、これが新たな助成制度にもそのまま引き継がれます。助成対象外の子どもは約1500人、府中町にいる0歳から小学校6年生までの子どもの16%です。この子たちの親は助成がなく、医療費の2割ないし3割を負担する。所得が高いのだから負担できるだろうという考えもあるでしょうが、本人たちは、たくさん税金を払っているのにサービスを受けられないことに当然不満をもちます。

●どの子どもにも等しく

助成の対象になる子どもは約5300人で、

その1割の530人が今回の一部改正によって一部負担金が免除されます。84%の子どもの家庭は1回500円、上限2千円を払い、受給資格要件から外れた16%の子どもの親は2割ないし3割を窓口で払う。そして非課税世帯は免除される。

2割ないし3割負担で払う人、500円の人、払わなくていい人。このように医療機関の窓口で、3種類の支払い方が生まれます。狭い町です。とうぜん病院で同級生や知り合いの人と一緒にいる。そこにさまざままで複雑な思いが生じることになるとは思いませんか。この点を大変危惧しております。



この気分・感情を放っておくと、制度そのものを危うくします。いま生活保護をはじめさまざまな社会福祉サービスが攻撃にさらされていますが、その一つは「税金はわれわれ

が払い、サービスを受けるのはあの人たちだ」というバッシングです。こういう感情の対立を生まないためにも、どの子どもも等しくサービスを受けられることが必要です。低所得者への軽減負担はもちろん必要ですけれども、そういう弱点を孕んでいること、今後の課題としてぜひ検討していただきたい。

以上3点ですが、質問は最初の2点で、3点目は検討課題として提起いたしました。

質問を終わります。

◆町長の答弁（二見メモによる）

（１）医療費助成の意義

1 回目の答弁では答えなかったのですが、再質問したところ「二見議員のいわれるような効果はあると思う。だからこそこういう提案をした」と答弁。

（２）子どもの医療費の「自治体間競争」について

したくはないがやらざるをえない状況である。

（助成拡大への協調・共同した取り組みは）町村会として県へ要望した。国へも全国一律の制度をつくるよう要望している。

（３）所得によって医療負担が階層化することの問題

（答弁は求めなかったのですが…）

医療費の助成は「現物給付」ではなく「金

銭給付」であり、所得に応じた社会福祉サービスは現下では妥当。

所得が高くて助成を受けられない府中町職員はいない。

今回の一部負担金の免除は子どもの貧困対策として行われるものである。

府中町職員の例を出されたが、それは共働きでもそうなのかと再質問すると、「この助成の資格要件は世帯の所得ではなく、主たる生計維持者（所得の多い方）の所得による」という答弁でした

（３）についての「答弁」で問いただしたいことがいくつかありましたが、「答弁を求めない」と言ったわけですから、それ以上の追及はせず「今後の経過をみながら、引き続き論議していきたい」と締めくくりました。

2. 一般質問「子どもが安心して過ごせる環境づくり」

（議席番号）7番 二見伸吾です。

「子どもが安心して過ごせる環境づくり」について発言いたします。

今や6人に1人の子どもが貧困のもとで暮らしており、育児放棄も含む、児童虐待の対応数は年間7万件に及んでいます。小中学校で「学級崩壊」「授業崩壊」「いじめ」、不登校児童の増加などの問題も深刻です。そのようななかで、いま教職員とは違った視点で学校にかかわる「スクールカウンセラー」「スクールソーシャルワーカー」を配置する学校が増えてきました。

文科省によりますと、スクールカウンセラーの業務は「児童生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケア」など、多岐にわたると述べ、「学校の教育相談体制に大きな役割を果たしている」と評価しております。

また、スクールソーシャルワーカーは、児童生徒を取り巻く環境によって引き起こされる問題に対処するため、児童相談所と連携したり、教員を支援したりする福祉の

専門家と説明されています。家庭訪問をおこなったり、さまざまな保健・医療・福祉サービスへと導いたり、奨学金制度や就学援助制度、児童扶養手当などの手続きを支援することによって、子どもたちを取り巻く環境、とりわけ家庭に働きかける役割を担っています。

● スクールソーシャルワーカーの配置を

府中町においても、さまざまな困難を抱えているご家庭があり、そういう困難を抱えたお子さんへの学校での対応も大変

であると聞いております。「スクールカウンセラー」についてはすでに配置をされ、このたび学校にいていただく日数を増やすそうですが、「スクールソーシャルワーカー」はまだ配置がされていません。県とも協議して、小中学校にスクールソーシャルワーカーを配置すべきです。

ソーシャルワーカーについては厚生の関係になると思いますが、配置の必要性についてどのようにお考えですか。町として配置するおつもりはありますか。町としての考えをお伺いします。

● 町立中学校生徒の自死事件

さて、次の質問です。

私は総務文教委員会に属しており、「一般質問を通告するときは、当該議員が所属する常任委員会に属する内容に関して通告しないよう努めることを例にする」と「議会運営等に関する要項」で定められている

わけですが、ことの重大性から、どうしても町立中学校生徒の自死事件にふれないわけにはまいりません。みなさまのご理解、ご了解をお願いいたします。

昨年 12 月に町立中学校で生徒が自死するという不幸な事件が起きました。哀悼の意を表するとともにご遺族の方に心からお悔やみを申し上げます。

今回の事件について 11 月 3 日、「府中町学校運営等についての調査検討委員会」（以下、検討委員会）が答申書を提出し、教育委員会は「答申

内容、課題に対する改善への提言を真摯に受けとめる」と表明しています。

答申に書かれている事件の背景・原因の分析とそれに基づく提言は、問題点も含みながら全体として重要な指摘がなされていると思います。

この答申および、町教育委員会が作成した「再発防止のための改善の方向性について」（以下、改善の方向性）を踏まえたいえで、3 点、質問いたします。

第 1 に、入試（専願）制度について質問します。

答申が入試（専願）制度について次のように指摘していることに注目いたしました。「専願入試制度は、受験する側にとっても中学校にとっても受け入れる私立高校側にとっても有効な手段のひとつであると断った上で「その一方で、手順が不透明なままに『実質的な選抜作業を中学校側が担



うことで、中学校側への作業負担と心理的な圧迫感を増幅させ、中学校本来の進路指導の在り方を阻害し、生徒一人一人の主体的で多様な心理選択の幅を矮小化している側面』も看過できない」(答申 43 ページ)。

まことにその通りだと思います。答申にもありますように、私立高校の指導権限は県教育委員会にはなく、「私学の独自性尊重」、要するにそれぞれの私学に委ねられているのですが、広島県私立中学高等学校協会のような団体もあります。

今回の事件をへて入試制度改善にむけて県や私学に対して要請する考えはありますでしょうか。町としての考えをお伺いします。

第2に再発防止改善策の方向性について、質問します。

答申および「改善の方向性」が、教員の「意識改革」「資質能力の向上」に重点が置かれ、教員の意識、資質の問題にすべてが押し流されていくのではないかと、いうことを危惧しております。

広島県教育委員会が12月6日に出した「府中町学校運営等についての調査検討委員会の答申における『再発防止に向けての提言』を受けての取組について」には、「教員が子供と向き合う時間を確保することを目的とした業務改善」を推進するとあり、その方向で進んでいけばいいのですが、「今後の取組」には、指導主事の指導力の一層の向上、管理職研修において校長の職責を一層自覚させる、指導主事の指導スキルを

向上させるために研修の充実、主任層に対するマネジメント研修など、研修の文字が躍っています。

●教職員の多忙化の解消を

「意識改革」や「資質能力の向上」が求められていることはもちろんですが、現在の教職員の置かれている労働実態を考えると、それはかなり難しいのではないかと思います。「意識改革」「資質能力の向上」をするためには時間が必要です。意識改革の手段、方法は研修です。現在でも多種多様な研修があり、研修とその報告書づくりに先生方は追われて、子どもたちの相手をする時間がないということもよく聞きます。



このままでは先生方をより一層追い込むことになり、さらなる多忙化が加速することになりはしないか。教育長、この点についてどのようにお考えでしょうか。

教員の「意識改革」

「資質能力の向上」を図るためには多忙化を軽減し解消することがどうしても必要です。学校、教職員にゆとりを生みだし、風通しのいい職場にすることです。答申で指摘されている「お互いに協力し合う同僚性を感じ取れず、苦悩」するような学校を放っておいて、これ以上一人ひとりの努力を求めるやり方は決して成功しないと思います。

第3に、35人学級について質問します。

多忙化を解消するうえで、もっとも有効だといわれているのは、クラスの人数を減らして、先生の負担を軽減することです。昔と違い、不登校や「いじめ」、発達障害を抱えた子どもなど先生が個別に対応しなければならない児童生徒が増えており、先生が担任する児童生徒の数を減らすことが多忙化解消にもっとも有効です。

ですから、国会も2011年、全会一致で35人学級を法律にもりこみました。「新学習指導要領の本格実施や、いじめ等の学校教育上の課題に適切に対応ができるよう」にするために改正したと説明されています。この改正によって、35人学級は2011年に小学校1年生が、2012年に2年生が35人学級になりました。その後、3年、4年、5年と順次35人学級は進むはずでしたが、安倍政権になって2013年以降ストップし、現在も小学校2年生までとなっております。

そればかりか2015年度予算編成では、「小学校1年も40人学級に戻せ」「教員をもっと減らせ」（財政制度等審議会）という議論が政府内でおき、今年11月2日には、財務省が教職員を今後10年間で4万9千人を減らせとまで言い出しています。

●35人学級に後ろ向きの広島県

こういう状況のなかでも都道府県は独自に35人学級を進めるようになっていきます。3年生以降、なんの努力もしていないのは全国で大阪府、熊本県そして広島県の3県だけです。

中国5県でみてみますと、鳥取県、島根県、山口県が中学校3年生まで35人学級、

岡山県は小学校4年生まで35人学級になっています。さらに上乗せで、鳥取県と島根県は小学校1、2年生が、山口県は小学校1年生が30人学級。鳥取県は中学校1年生が33人学級です。広島県はまったく遅れています。

国や県が取り組まない以上、町として取り組むべきではないでしょうか。

このような国や県の実態についてどのようにお考えでしょうか。町として35人学級に取り組むお考えはありませんか。町としての考えをお伺いします。

以上、4点につきまして答弁を求めます。

◆2回目の質問「生徒指導規程」について

教員の多忙化が悪化しないように、研修の精選、改善を図り、業務改善を図るとの答弁でした。ぜひそのようになるをお願いいたします。

再発防止策に関連して、「生徒指導規程」について質問します。

答申は、生徒指導に係る教育的姿勢の問題をとりあげ、「生徒指導においても、『荒れ』の克服に囚われるあまり強権的・抑圧的な指導に陥」（20ページ）っていたこと、問題行動があると「形だけの指導や叱責・罰則」で対応し、「児童生徒の人間性を信じること」「児童生徒及び保護者の理解を得ること」「児童生徒との家庭や学校との『絆』を強めることが軽視されていた（29ページ）ことなどが指摘されています。

広島県教委の「提言を受けての取組みについて」（2016年12月6日）という文書でも「暴力行為発生件数を減少させることに重点を置くがあまり、ルールを守らせる

指導を徹底しないと学校が崩れてしまうといった意識が強かったため、一人一人の生徒の心を育て、生徒の心に寄り添い、将来、社会において自己実現できるような指導・支援を行うという視点が欠落していた」(5 ページ) と述べています。

このような、強権的・抑圧的な指導、生徒の心に寄り添わない指導はなぜまかり通ったのでしょうか。県教委が 2009 年に市町教委に通知を出してつくらせた「生徒指導規程」というものがあります。

県教委の資料(「児童生徒の規範意識を醸成するための生徒指導体制の在り方について」2009 年 10 月「生徒指導資料No. 32(改訂版)」)によります

と生徒指導規程とは、「問題行動を起こした児童生徒には、毅然とした対応を行う」ために「指導項目や指導方法を明確にする」もの、すなわちマニュアルなんですね。

緑が丘中学校と府中中学校の「生徒指導規程」を見せていただきました。内容はだいたい同じです。例えば府中中学校の授業規律違反――徘徊や授業妨害、暴言――があった場合には、1 回目は放課後指導で、事実確認および説諭、反省文記入、保護者連絡、となっています。

2 回目になりますと、事実確認および説諭は同じで、別室指導、生徒・保護者・担任・学年主任の四者面談になります。3 回目、4 回目以降とバージョンアップし、四者面談が、五者面談、六者面談へ、別室指

導も反省文に課題学習をベースに前日の授業内容の学習、道徳学習が積み上げられ、日数も 1 日から最高 10 日間まで、場所も学年室から特別指導室へと格上げされるといったパターンが作られています。

このような生徒指導規程が「本校の教育目標を達成するためのもの」なのだそうですから、真面目な先生であればあるほど、この生徒指導規定に従って、すなわちマニュアル通り、型通りに生徒を指導していくことになります。

●生徒指導規程の見直しを

この指導規程こそが、「形だけの指導や叱責・罰則」で対応し、「児童生徒の人間性を信じること」「児童生徒及び保護者の理解を得ること」「児童生徒との家庭や学校との『絆』を強めること」を軽視する原因になっていると私は思います。

このような指導規程をそのままにしておいて、生徒の心に寄り添い、一人ひとりの生徒の心を育てることはできないのではないのでしょうか。生徒指導規程の大幅な見直しが必要だと考えますが、見直すおつもりはあるのでしょうか。見解をお伺いします。

◆3 回目めの質問

生徒指導は生徒の人格を尊重するべきもので、規程の見直しもするということですね。ぜひその方向での改定をお願いいたします。



町長にお伺いします。スクールソーシャルワーカーを町独自で配置することや35人学級については教育委員会がお決めになることなのでしょうが、決めた場合は財政的に支援していただけますでしょうか。

再発防止の思いを含めてお尋ねし、私の質問を終わります。

■町教委・町長の答弁のポイント（二見メモによる）

▼ソーシャルワーカーは配置したい。県、国へ予算措置を要望。

▼専願制度の問題については11月24日、県知事へ、11月16日に県教委に要望済み。

▼再発防止が多忙化につながらないように

研修の精選、改善に努めたい。

▼35人学級の町独自の実施は、採用した教員の雇用の継続をどうはかるのか、研修をどうするのかなどの問題がある。

現時点では県の制度を活用して加配を増やす方向で努力したい。

▼生徒指導規定は形だけのものになってはならず、あくまで人格を尊重するものでなければならない。生徒指導規程の見直しを検討している。

▼教育予算の充実については、町の発展のベクトルの範囲内で努力するつもりである（町長）。

3. 決算特別委員会「現地踏査」

12月16日（金）午後、決算審査特別委員会の「現地踏査」がありました。平成27年度予算で執行された「モノ」「コト」を現地に見に行きます。

今回、踏査したのは①広島都市圏消防救急デジタル無線、②災害時用マンホールトイレ、③みくまり峡「森づくり事業」、④防災倉庫の4箇所です。

1. 広島都市圏消防救急デジタル無線

広島市、大竹市、廿日市市、江田島市、府中町という4市1町が共同して消防本部の通信ネットワークをつくりました。デジタル無線によって「災害現場で活動中の消防隊や車両間での無線通信に加えて、災害現場から離れた車両などと基地局折り返し通信により広範囲なエリアでの無線通信が行える」（パンフレット）そうです。

また、デジタル化によって通信内容を暗号化し、傍受を防ぐことができます。「傷病者や災害住所といった個人情報や消防活動上の重要情報など」（同）が漏れないようにで



きるとのこと。

役場隣の消防署にあるのは上のような無線機です。呉娑々宇（ごさそう）山など 4 箇所に多重無線ネットワークの中継局があり、2 箇所に光回線ネットワークの中継局があります。各消防本部はこの 2 つのネットワークによって繋がれているのです。



府中町単独で整備すると 3 億円かかるそうですが、共同化によって 1 億円に抑えることができた、との説明を受けました。平成 27 年度の事業費は 2990 万 7 千円です。

2. 災害時用マンホールトイレ

災害時に困ることの一つはトイレです。災害用のトイレには、携帯トイレ・簡易トイレ、マンホールトイレ、仮設トイレの 3 タイプがありますが、マンホールトイレには次のような特徴があります。

- ① 備蓄が容易で、日常使用しているトイレに近い環境を迅速に確保できる。
- ② し尿を下水道管路に流下させることができるため衛生的であり、臭気、し尿抜き取りが軽減される。
- ③ 入口の段差を最小限にすることができるため、要配慮者が使用しやすい。

国交省は以上の理由から、マンホールトイレの普及を推進し、来るべき災害に対して快適なトイレ環境を確保しようとしています。

府中中央小学校にトイレ用のマンホールが 5 つ設置されています。職員の方の足下の穴がトイレ用のマンホールです。



マンホールトイレ

マンホール (manhole) というのは、もともと作業する人が入る穴という意味。ですから、このような小さな穴はマンホールとは言わないのですが、まあ人体の中から出てくるものを落とすわけですから、「人」のための穴ということで間違っていないのかもしれない。

中央小には 1350 人が避難してくる計画で、トイレは 250 人に 1 つ。1 日 1500 人が利用可能です。中央小の場合、工事費は設計・施工あわせて約 500 万円で国の補助が二分の一

出ます。

平成 28, 29 年度で他の小学校 4 校と中学校 2 校、そして「くすのきプラザ」「空城山公園」「揚倉山運動公園」、全部で 10 か所にマンホールトイレを整備する計画です。

3. 府中の森づくり事業

府中町の面積は 1,045ha で、森林面積は 435ha。その半分 (225ha) が町有林で、人工林が 87ha を占めています。人工林は定期的な間伐をしないと過密になり、木が育ちません。

「手入れ (せずに) 放置されると、藪のような状態になり、つる性植物などにより、木の成長が阻害され、日光が差し込まないため、林床植生が減少し、土石流の発生、山腹崩壊や風倒被害を受けやすくなる」(町生活環境部資料)。

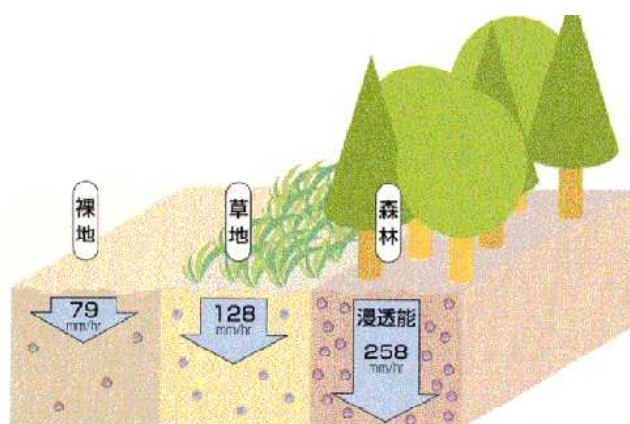
平成 26 年 8 月 20 日、広島豪雨災害で最も被害の激しかった安佐南区八木の現場を見ましたが、間伐がされておらず、木が育っていません (右の写真)。もし、きちんとした整備がなされていれば、土石流による被害は最小限に食い止められていたのではないのでしょうか。

天然林ときちんと整備された森林は、保水力があり、「緑のダム」と呼ばれています。降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和し、雨の降らない時の川の流量を維持する機能を持っています。さらに、多種多様な鳥、昆虫など生き物を育む機能、森林が二酸化炭素を吸収することによる地球温暖化防止の機能もあります。

町では中国自然遊歩道を軸に毎年間伐を実施し、みくまり峡森林公園内の遊歩道の



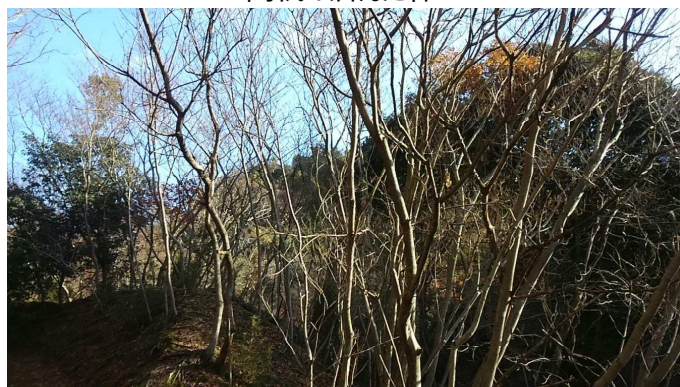
安佐南区八木地区 土砂崩れのあった場所



※資料：村井宏・石崎勇作「林地の水及び土壌保全機能に関する研究」



間伐の済んだ林



間伐していない林

整備をしています。町有の人工林 87ha のうち、当面 20ha を整備する計画ですが、平成 27 年度は 7.55ha の整備が済みました。

みくまり峡で間伐がされた林を見ましたが、とても美しく整備がされています。平成 20 年度から整備が始まっていますが、町有林だけでもまだ緒についたばかりです（累計面積 9.58ha）。間伐の済んだ林の近くには、安佐南八木地区と同じようなひよろよろの木ばかりのところがたくさんあります。

森林整備は「オアシス都市」を標榜する府中町にとって要となる施策の一つであり、防災上も重要な役割を果たします。テンポをあげて整備することが求められます。

4. 防災倉庫

防災用備蓄倉庫は、本町 2 丁目、歴史民俗資料館の北側にあります。

テントのようなものに職員の方が座っていますが、これがマンホールトイレです。マンホールの穴の上にこれを設置します。

毛布645枚、アルファ化米（注）5700食、飲料ペットボトル5760本を防災備蓄倉庫に保管・管理しています（2016年11月末現在）。

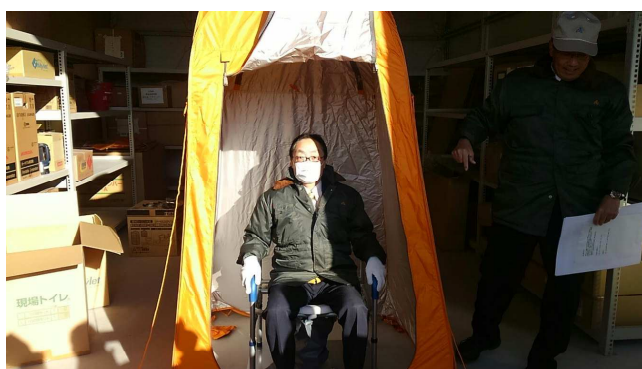
（注）米を炊いた後に乾燥させた加工米。保存食・非常食として用いられる。

大規模災害時にはこれらの備蓄ではまかないきれないことが予測されますが、民間企業と災害協定を締結し、優先的に食糧、飲料水、生活物資などの提供を受けることになっています。

災害の規模は事前に想定できず、町民すべてにゆきわたるように備蓄すると莫大な量となってしまいます。飲料水やアルファ化米には消費期限もあります。どの程度の備蓄があればいいのかということとはなかなか難しいですね。

東北大震災のように広範囲に被害が及んだとき、交通手段が遮断されたときどうするのかについて、よく検討する必要があります。

4 か所（4 事業）いずれも有意義な施策です。百聞は一見にしかず。随行し、説明をしていただいた職員のみなさん、ありがとうございました。



5. 「すぐやる課」の伝統を受け継ぐ府中町職員

府中町にかつて「すぐやる課」がありました。全国で最初に「すぐやる課」をつくった

のは千葉県松戸市で、ドラッグストア「マツモトキヨシ」の創業者としても知られる松本清第9代市長が1969年に発足させました。

「市民の要望がたらい回しにされている」状況を変えるために部署にとらわれず市民の困りごとに対処する「すぐやる課」を設立したといます。「すぐやらなければならないもので、すぐやり得るものは、すぐにやります」がモットー。テレビドラマ（「すぐやる一家青春記」）にもなりました。

この「すぐやる課」は全国に広がり、1975年には全国315の自治体に同名の課が生まれ、府中町にもつくられたわけです。残念ながら府中町の「すぐやる課」はなくなってしまったのですが、職員のみなさんの働きぶりをみると、「すぐやる課」の精神、働き方がしっかり受け継がれていると思いました。

①宮の町4丁目 S理容院横 県道151号線

12月19日に要望を聞いて20日に建設部と生活環境部に伝えました。



・自動車が通るたびに側溝のフタが、ガタガタしてうるさいで何とかして欲しい。

→建設部回答「工事をして直します」

・家の前の側溝のふたは、網目（グレーチング）で、夏は匂いがひどい。

→生活環境部回答「さっそく伺って原因を究明します」

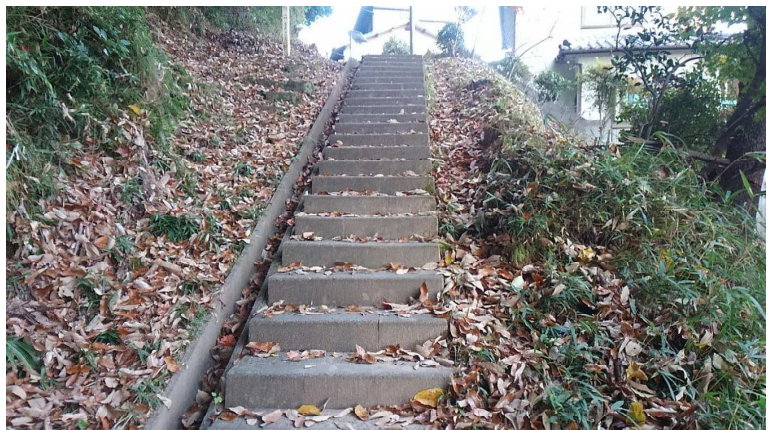
・ゴミの集積所に折りたたみ式のゴミステーションを設置して欲しい

→生活環境部回答 ネットの配布など町内会に委託しているので、町内会長さんと相談して下さい。（会長さんと相談し、購入して設置）

②桜ヶ丘 階段に手すりをつけて欲しい

12月20日に要望し、建設部から翌日「来年度の早い時期に付けます」との回答。

細く民家の脇をすり抜けるような道で町道かどうか分かりませんが、「里道」（りどう。道路法の適用のない法定外公共物である道路）というそうです。



③府中大橋 歩道を通りやすく

建設部への要望 柵が長すぎて、自転車が曲がりにくい。①柵を一つ外す、②柵を車道側に出してカーブを緩くする、という2つの提案をしました。

柵は横断歩道に誘導し、自動車による巻き込み防止という観点から付けられたそうで、検討に時間がかかりましたが、柵を一つ外すという結論になったようで年末に工事が完了しました。

現場を見に行くと柵が外されたところを人も自転車も通っています。通りやすくなったのではないのでしょうか。



一番左側の一柵が外されました。

④宮の町1丁目 Nさん宅脇

側溝の穴を埋めてほしい

子どもが落下したら危険ということで要望がよせられました。

建設部に2016年8月に要望しましたが、ガス管などが通っているのでフタをすることができないという回答でした。次善策として反射鏡のついたポールを設置するのではどうかと建設部から提案がありその旨、要望のあった方に伝えると自動車の出入りの邪魔になるとのこと。

建設部に再検討してもらい、取り外しのできるグレーチングにすることになりました。

問題によっては検討のために時間がかかることや予算のこともあり、何でも「すぐやる」というわけにはいきませんが、「すぐやらなければならないもので、すぐやり得るものは、すぐにやります」という精神で職員の方々は奮闘しています。



これからも「御用聞き」として、町民のみなさんの要望を町へ伝えてきたいと思います。

■ 735-0005 安芸郡府中町宮の町2-2-27-102 ふたみ伸吾（自宅）
携帯電話 080-6750-5432 公式ホームページ futamishingo.com

